

日田市規則第50号

日田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年7月26日

日田市長 椋野 美智子

日田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

日田市介護保険条例施行規則（平成12年規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>(保険料の減免)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 <u>条例第8条第1項第5号の規定による保険料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>条例第2条第1項第2号又は第3号に掲げる者 条例第2条第1項第2号又は第3号に規定する保険料の額から同条第2項に規定する保険料の額を減じて得た額を減額する。</u></p> <p>(2) <u>法第63条に規定する刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁された者 当該拘禁された期間に係る保険料</u></p>	<p>(保険料の減免)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 <u>条例第2条第1項第2号又は第3号に掲げる者で、条例第8条第1項第5号の規定による保険料の減免は、条例第2条第1項第2号又は第3号に規定する保険料の額から同条第2項に規定する保険料の額を減じて得た額を減額するものとする。</u></p>

について、その全額を免除する。

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の日田市介護保険条例施行規則第3条第2項第2号の規定は、この規則の施行の日以後に納期限の到来する保険料の減免について適用し、同日前に納期限の到来する保険料の減免については、なお従前の例による。